

避難器具設置基準

防火	対象物項目		人員算定方法 (規則第1条の3)	収容人員算定 (施工令第25条)	階別器種選定基準(施工令第25条)(柱1)					下階との関連基準 (施工令第25条)	器具の設置個数 (施工令第25条)	人数の読替え (柱3)
					地階	2階	3階	4階または5階	6階以上			
一 (号)	6* (項)	イ)病院・診療所・助産所 ロ)養護老人ホーム・有料老人ホーム・ 救護施設・老人短期入所施設・乳児院他 ハ)老人デイサービスセンター・軽費老人 ホーム・保育所他 ニ)幼稚園・盲学校他	従業員数+ベッド及び人員(また生徒)+保護者(必要なとき)+待合室 ㎡/3㎡	20人～	避難はしご 避難用タラップ	すべり台 救助袋 緩降機 避難はしご 避難橋 避難用タラップ	すべり台 救助袋 緩降機 避難橋	すべり台 救助袋 緩降機 避難橋	すべり台 救助袋 避難橋	下階に1～4.9.12イ),13イ),14,15項のある場合 では10人以上で設置	20～100人まで 1台必要.100人増ごとに1台増加(柱2)	左欄 100→200
二	5	イ)*旅館・ホテル・宿泊所 ロ)寄宿舎・下宿・共同住宅	従業員数+ベッド数 (和室㎡/6㎡,簡易宿泊所・団体宿泊㎡/3㎡)	30人～	”	”	”	”	”	下階に1～4.9.12イ),13イ),14,15項のある場合では10人以上で設置	30～100人まで1台必要.100人増ごとに1台増加(柱2)	100→200
三	1*	イ)劇場・映画館・演芸場・観覧場 ロ)公会堂・集会場	従業員数+固定椅子数 (長椅子は幅m/0.4m,立見席㎡/0.2㎡,その他㎡/0.5㎡)	50人～	”	”	”	”	”		50～200人まで1台必要.200人増ごとに1台増加(柱2)	200→400
	2*	イ)キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・ その他同類 ロ)遊技場・ダンスホール ハ)性風俗関連特殊営業を営む店 ニ)カラオケボックス他	従業員数+椅子数 (長椅子は幅m/0.5m)+その他(㎡/3㎡)+ 遊戯器具数及び遊戯者数									
	3*	イ)待合・料理店・その他同類 ロ)飲食店										
	4*	百貨店・マーケット・店舗	従業員数+売場面積 ㎡/4㎡									
	7	小学校・中学校・高校・大学・各種学校他	従業員数+生徒数									
	8	図書館・博物館・美術館	従業員数+展示室等 ㎡/3㎡									
	9	イ)*公衆浴場(特殊浴場・サウナ・その他同類)	従業員数+浴場脱衣所 ㎡/3㎡									
	10	車両停留所・船舶又は航空機発着場	従業員数									
	11	神社・寺院・教会・その他同類	従業員数+床面積 ㎡/3㎡									
四	12	イ)工場・作業場 ロ)映画スタジオ・テレビスタジオ	従業員数	150人～ 無窓階	”	”	”	”	”		150～300人まで1台必要.300人増ごとに1台増加(柱2)	300→600
	15	前各項目に該当しない事業場 (事務所等)	従業員数+床面積 ㎡/3㎡	100人～								
五		上記にあげる防火対象物のうち,1,2,3,4,5-イ),6-イ),9の用途に供される防火対象物で,2階に2及び3の用途に供される部分が存する複合用途対象物にあっては2階,その他の防火対象物にあっては3階以上の階のうち避難階又は地上に直通する階段が2つ以上設けられていない階.	左記の防火対象物の項目ごとで人員算定方法は規則第1条の3による	10人～	”	”	”	”	”		10～100人まで1台必要.100人増ごとに1台増加(柱2)	

(注1) 避難階及び11階以上の階を除く。

(注2) 100人(200人)増ごとに1台増加とは,101人(201人)になれば1台増加となる。

(注3) 主要構造部が耐火構造で,かつ,避難階段又は特別避難階段が2以上あるもの。

*: 特定防火対象物